

第1号様式（第3関係）

豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和3年2月8日（月）

午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員：岡島 敬司（元区長）

河村 君枝（豊山町心身障害者福祉協会 役員）

小塚美知子（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部
豊山グループ長）

櫻川 龍士（中日信用金庫 名古屋空港前支店 支店長）

中村百合子（とよやま女性の会 会長）

坂野 慎（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）

山田 敏文（豊山町商工会 会長）

吉田 晴己（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

事務局：鈴木 邦尚（町長）

小川 徹也（総務部長）

井上 武（総務課長）

森川 泰成（総務・人事係長）

荒尾 竜也（総務・人事係主任）

横山 美佳（総務・人事係主任）

4 欠席者

委員：小坂 芳則（セントライ青果株式会社 代表取締役社長）

5 議題

(1) 会長の選任について

(2) 特別職の報酬等について

6 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和2年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表
(令和2年4月1日現在)
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和2年度見込み）

7 議事内容

総務課長	<p>みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様にご挨拶の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますので、各自ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。</p>
	(辞令伝達)
総務課長	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>岡島委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>なお、小坂委員につきましては都合により欠席されておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。(以下、順に自己紹介)</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>ここで、町長からご挨拶を申し上げます。</p>
町長	<p>皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、またコロナで大変な時期ではありますが、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。振り返りますと去年からコロナが何とか収まるかなと思っていた</p>

	<p>んですが、年末になると第3波ということで、年明けになってやっと落ち着いてきたかなと思うんですが、中には第4波が来ると言っている方もみえますし、あとはワクチンがどれほど期待できるかなということもございます。ワクチンについては、国のほうでは2月の中旬以降、医療関係者をやって、一般の住民の方には4月に入ってから65歳以上をやって、なんとなく順調にいくような感じで話をしています。ニュースでは冷蔵庫が一部配達されているという報道もありますが、まだそれも確かではありません。ワクチンの件についても市町村におまかせというところがありまして、医療従事者の確保が重要になってきますが、本町では開業医が4件しかありませんので、その方だけに予防接種をお願いするのはほとんど不可能だと思っています。まだワクチンがどのように届くかもわかりませんし、保管の仕方や保管する場所の確保等、問題は山積していますが、なんとか4月には開始できるように職員一丸となって取り組んでまいります。ですから、もし住民の方々から尋ねられたら、4月からできるように考えている旨を伝えていただきたいと思います。少し話がそれましたが、事業者の方々を含め、皆様大変な思いで日々の生活をしております。その中で本日は豊山町の特別職の報酬のあり方についてご審議をいただくこととなります。報酬は平成24年度に改正を行いまして、平成27年度に一部委員会の委員長の報酬を少し変えたということで、それ以来ずっと変えていないということになります。今般の厳しい状況の中で、一般職は人事院勧告で、給料には手を付けずに期末手当のほうで少し縮小しました。いずれにせよ、後ほど事務局のほうから詳細な説明がありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の配付物として、次第1枚、委員名簿が1枚ございます。事前にお渡ししました審議会条例が1枚、また、資料が1から4までございます。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>また、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございます。他言はご遠慮いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。</p>

	<p>それではここで、担当から審議会条例の概要を、ご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額の改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>
総務課長	<p>次に議題に入ります。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただ今の出席委員は、9名中8名でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。</p>
A 委員	B委員を会長にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	ただいま、B委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
B 会長	ただいま会長に選任されました、Bでございます。委員の皆様のご協力をいただきまして、審議会を公正かつ円滑に進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
総務課長	ありがとうございます。

	<p>ここで、町長からB会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書をお渡しします。</p>																					
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p><諮問内容></p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について(諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町長</td> <td>給料月額</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>報酬月額</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>報酬月額</td> <td>282,000円</td> </tr> </table>	町長	給料月額	829,000円	副町長	給料月額	685,000円	教育長	給料月額	645,000円	議長	報酬月額	377,000円	副議長	報酬月額	302,000円	常任委員会委員長	報酬月額	292,000円	議員	報酬月額	282,000円
町長	給料月額	829,000円																				
副町長	給料月額	685,000円																				
教育長	給料月額	645,000円																				
議長	報酬月額	377,000円																				
副議長	報酬月額	302,000円																				
常任委員会委員長	報酬月額	292,000円																				
議員	報酬月額	282,000円																				
総務課長	<p>ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につきまして、担当からご説明申し上げます。</p>																					
事務局	<p>諮問案につきましては、現行と同額とさせていただきます。理由につきましては、次の4点になります。</p> <p>1点目は、人事院勧告における月例給の据置です。</p> <p>令和2年の人事院勧告は、民間企業の水準との差が小さかったため、据置をするという内容になっております。</p> <p>詳しくは、後ほどご説明いたします。</p> <p>2点目は、近隣自治体における改定状況です。</p> <p>諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認しました。その結果、9団体全てで「据置」という回答をいただいております。</p> <p>3点目は、本町における過去の改定状況です。</p> <p>昨年度の審議会では、諮問どおり、据置という内容の答申をいただいております。理由としましては、増額改定となりました、令和元年人事</p>																					

	<p>院勧告の給与改定率の反映につきまして、近隣市町の多くが改定を見送っていたことであります。</p> <p>4点目は、特別職の給料月額及び議会議員の報酬月額の減額です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、給料月額及び報酬月額の10%減を実施しております。</p> <p>以上4点を踏まえ、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
総務課長	<p>ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p>(町長退席)</p>
総務課長	<p>それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じます。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。</p>
B 会長	<p>それでは、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと地方公務員法で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与格差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、この審議会にて委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上の表をご覧ください。令和2年の一般職給料の民間較差はマイナス0.04%でした。較差が極めて小さいため、改定は行われませんでした。</p> <p>続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、</p> <p>町 長 829,000円</p>

副町長	685,000円
教育長	645,000円
議長	377,000円
副議長	302,000円
常任委員会委員長	292,000円
議員	282,000円

でございます。

現行月額に、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から令和元年までの給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中にごございます、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。

次に資料2をご覧ください。

資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。

次に資料3をご覧ください。

尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がございます。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、令和2年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。

町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。

副町長では34,000円、教育長では19,000円、議長では15,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長では14,000円、議員では10,000円の差があります。

最後に、資料4をご覧ください。

資料4は、特別職、議員の令和2年度年収額の一覧表でございます。

令和2年の人事院勧告では、一般職の期末手当の支給率が0.05月引き下げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じて、0.05月の引き下げとなりました。

この結果を受け、本町におきましても、令和2年11月の臨時会において、一般職の期末手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き

	<p>下げる条例改正を行っております。なお、括弧内の金額は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、給料月額及び報酬月額の10%を削減した後の数値です。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
B 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご質問、ご意見ございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>
C 委 員	<p>給料の話とは少し違いますが、今、豊山町の副町長はどなたですか。</p>
B 会 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>お答えさせていただきます。今、豊山町の副町長は不在でございます。</p>
B 会 長	<p>他に、ご意見ご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。</p>
C 委 員	<p>資料3の近隣自治体における報酬について、行政規模を見たときに豊山町の議会議員の人数が多いように感じたので、そこが気になりました。</p>
B 会 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>今のお話につきましては、参考のご意見として伺わせていただきます。</p>
C 委 員	<p>今回この審議会で審議する内容とは違うかもしれませんが、なかなか住民たちは声を上げられない部分があります。先ほど私が言った、豊山町の行政規模に対して議員さんの数が多いのではないかというのは、私だけの意見ではなくて、私の周辺の方も数多くそういったことを言っております。参考にさせていただきますというお返ししか今できないと思うんですけども、では、どういった場でそういう声をあげていけばよいのでしょうか。</p>
総務部長	<p>議員定数につきましては、条例で10名とすると定められております。従いまして、これを改正するためには議会での議決が必要になります。その点についてまずは確認をしていただきたいと思います。それから人数が多い少ないというのはいろいろな判断があると思います。一般的には人口割合にだいたい比例するのですが、一定程度議員さんの人数を置いておかないと、各委員会を構成する人数が成り立たないということがありますので、人口が少ない自治体ほど、一人あたりの議員の率は若干高くなる傾向にあることは間違いございません。</p>
B 会 長	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
A 委 員	<p>資料4の令和2年度見込みの中で、括弧内は新型コロナウイルス感染症の影響を受け云々とあるんですが、現在緊急事態宣言が出ておりまして、次年度までそういった動きが出てくるように思うんですね。そういった</p>

	<p>ことに対しての見込みというのは予測がつきにくいわけですがけれども、考えておく必要があるのではないかなと思います。減額ということになりますと、受ける側の方々には迷惑な話になると思いますが、令和2年度にそういった動きがありましたので、じゃあ来年度もという話が出てくるかと思えます。おせっかいながら、どうなるのかなと思ってお聞きするわけなんですけれども。</p>
総務部長	<p>減額については条例で決まっております、議員から自らの報酬を10%減額しようという提案がございまして議決されたものでございます。それが来年度の5月末までの期限となっております。コロナの状況によっては今後も続くのかという話がありますけれども、また議会側がそういった判断をして提案されれば引き続きという話になろうかと思えます。提案がされなければ、一旦、10%カットは5月末で終了するという条例となっております。</p>
B 会長	<p>よろしいでしょうか。では他の方、何かありましたらお願いいたします。</p>
D 委員	<p>今、5月と言われましたが、ここに示されている年間の金額というのは5月までの金額ですか。</p>
事務局	<p>資料の金額につきましては、令和2年度の数額になっておりますので、3月末までの金額です。</p>
D 委員	<p>今は今年度のものを決めているんですね。</p>
事務局	<p>金額は次の4月からのものを決めています。資料はあくまで参考として示させていただいております。</p>
D 委員	<p>例えば5月でコロナが収束して10%減額が無くなった場合はどうなりますか。</p>
事務局	<p>条例の期限が終了しますので、表の括弧書きではないほうの数額になります。</p>
D 委員	<p>では、我々が決めているのは、減額がないほうの数額だということの良いですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりでございます。</p>
B 会長	<p>他の方から、ご意見ご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。</p>
B 会長	<p>よろしいでしょうか。ご意見の方もないということですので、本審議会といたしましては、特別職の報酬等につきましては、諮問のとおり答申をしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

B 会 長	ありがとうございます。それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思 いますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書 を作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきま すようよろしくお願いいたします。
	(答申書作成)
	(町長再出席)
B 会 長	おまたせしました。それでは、会議を再開させていただきます。事務 局、よろしくお願いいたします。
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から 豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。
B 会 長	(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員 に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申) 令和3年2月8日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見 を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとお り答申します。 記 1 特別職の報酬等について 現行と同額とする。 (現行の月額) 町 長 給料月額 829,000円 副町長 給料月額 685,000円 教育長 給料月額 645,000円 議 長 報酬月額 377,000円 副議長 報酬月額 302,000円 常任委員会委員長 報酬月額 292,000円 議 員 報酬月額 282,000円 以上でございます。 令和3年2月8日 豊山町特別職報酬等審議会会長 B
町 長	ありがとうございます。
B 会 長	それでは、その他にはありますが、事務局から、何かありますか。
総務課長	特にございませぬ。
B 会 長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。

委 員	(特になし)
B 会 長	これで、本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
総務課長	大変長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。 本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。 ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。
町 長	委員の皆様には、慎重かつ熱心なご審議をいただきありがとうございました。審議の過程でおそらくいろいろなご意見をいただいたかと思えます。そういったご意見は今後の行政運営に活かしていくということをお約束させていただきたいと思えます。本日は短い間でしたが、ご審議を賜りまして本当にありがとうございました。今後とも町政の運営に格別なるご理解ご支援をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。
総務課長	それでは最後になりますが、本日の会議における報酬をお支払いしたいと思えますので、しばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願いいたします。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。